

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成21年6月12日条例第7号)

地方税法の改正等に伴い、市税条例の規定整備を行いました。

個人市民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の制度が拡充されたこと等に伴い、必要な制度改正を行っています。

なお、改正の概要は以下のとおりです。

(改正事項)

1 個人市民税

(1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡充

所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額（注1）を控除した金額につき、その5分の3に相当する金額（注2）を、所得割の額から控除する。

（注1）住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額

（注2）所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の3に相当する金額（当該金額が58,500円を超える場合には、58,500円）を限度とする。

【参考】個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の拡充の概要

対 象	所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用者で、平成11～18年又は平成21～25年に入居した者
控除額	次のいずれか小さい額を控除 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額×3/5 ② 所得税の課税総所得金額等の合計額×3/100（58,500円を上限）

(2) 特定管理株式が価値を失った場合の株式等の譲渡所得の課税の特例の対象拡大

特定管理株式（注3）が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加する。

（注3）証券業者等に開設される特定管理口座（上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき、保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいう。）において、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き保管の委託がされている株式をいう。

(3) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象拡大

先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、平成22年1月1日以後に行う金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているもの（注4）に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の一定の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を追加する。

(注4) 上場された「カバードワラント」を指す。「カバードワラント」とは、ストックオプション取引(あらかじめ決められた期日に、決められた株価で取引する権利の取引)を有価証券化した金融商品

2 その他

その他必要な規定の整備を行う。